

## 船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定委員会設置要綱

### （設置）

第1条 船橋市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画である船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）（以下「計画」という。）を策定するにあたり、有識者等の意見を反映させるため、船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し、専門的な立場や幅広い視点から助言や提言を行う。
- (2) 前号に掲げるもののほか、策定委員会の目的を達成するために必要なこと。

### （組織）

第3条 策定委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市PTA関係者
- (2) 青少年健全育成関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 自治会等関係者
- (7) 市民公募による者
- (8) その他教育長が特に必要があると認める者

### （任期）

第4条 策定委員会は、所期の目的を達成したとき、又は教育委員会が指示したときは、解散する。

### （委員長及び副委員長）

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が決定するまでの間は、管理部教育総務課長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に、意見又は説明を聞くこと並びに資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第8条 策定委員会の会議は、公開とする。

2 前条の規定にかかわらず、委員長は、策定委員会の議事が船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号)第26条各号のいずれかに該当する場合は、会議の非公開を決定することができる。ただし、第1回目の会議開催前等で委員長が決定することができないときは、管理部教育総務課長が会議の非公開を決定することができる。

(傍聴の手続)

第9条 策定委員会の会議を傍聴しようとする者は、会議当日、傍聴券(別記様式)の交付を受け、職員の指示に従い指定の傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の30分前から10分前までとする。

3 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、委員長(第1回目の会議開催前等で委員長が決定することができないときは、管理部教育総務課長)が必要があると認めるときは、この限りでない。

4 傍聴の申込者の数が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であつて委員長が認めるものは、会議を傍聴できるものとする。

6 傍聴人は、退場する際に傍聴券を職員に返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 酒気を帶びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が特に傍聴することを不適当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第11条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の制限)

第12条 傍聴人は、写真を撮影し、又は録画、録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人が前2条の規定に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないとときは、退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、委員長が第8条第2項に規定する会議の非公開を決定し、又は前条の規定により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(専門部会)

第15条 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成及び人数は策定委員会で決定し、部会員は委員長が指名する。

3 前2項に掲げるもののほか専門部会に必要な事項は、委員長が別に定める。

(災害補償)

第16条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定に準じて補償するものとする。

(庶務)

第17条 策定委員会の庶務は、管理部教育総務課において処理する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記様式

(表)

| <u>番号</u>                                     |
|---|
| 傍聴券   |
| ◇ 本券は、交付当日限り有効とする。                            |
| ◇ 傍聴を終え退場する際に本券を職員へ返還すること。                    |
| ◇ 写真を撮影し、又は録画、録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得ること。 |
| ◇ 裏面の遵守事項を守ること。                               |

策定委員会

(裏)

| 傍聴人の遵守事項                                     |
|--|
| 1. みだりに傍聴席を離れないこと。                           |
| 2. 私語、談話、拍手等をしないこと。                          |
| 3. 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。                    |
| 4. 飲食、喫煙等をしないこと。                             |
| 5. 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。 |
| 6. 傍聴される方は、職員の指示に従って下さい。                     |